

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書
滋賀県環境影響評価審査会 (第2回 (5月17日 (金))) 意見に対する事業者の見解

番号	項目	審査会意見 (第2回 (5月17日 (金)))	事業者回答 (第2回 (5月17日 (金)))	事業者見解 (第3回 (6月7日 (金)))
1	動物・植物	<p>植生調査の際に鹿の食害状況等についても記録するとされているが、対象地だけでなくその周辺でも同様の調査を行うことにより対象地域への影響を予測評価が可能になると前回の意見でも述べさせていただいた。</p> <p>2014年時点では余呉の周辺では山門湿原付近が鹿の密度が高く、ここから対象地の余呉へ幾つかの地点を設定できれば鹿の影響の広がり具合が評価できると思う。鹿は確実に増えていると思うが、どの程度広がっているか、どの時点でどのような対策をとらなければならないかを、より客観的に評価できると考えられる。具体的にどのような地点で調査を行うのか示して欲しい。</p>	<p>今すぐに答えられないが、今、先生が言われたのは、鹿の食害が広がっていく状況を山に位置する事業対象区域からさらに広げて、山麓のエリアを含めて調査すると食害の影響予測がしやすくなるという意図で受け取った。</p>	<p>ご教示頂きました文献「関西4府県を対象としたニホンジカの影響による落葉広葉樹林の衰退状況の推定」(藤木ら、2014)の内容について確認致しました。植生調査時の植生調査地点にて食害状況等について合わせて記録することを考えておりましたが、植生調査地点に加えて、植物相調査の踏査時にも併せて対象事業実施区域内及び区域周辺でシカの食害状況の植生を記録することを目的とした調査地点を設定致します。</p> <p>また、上記文献の既往地点の中から、対象事業実施区域に近い距離の地点(山門湿原付近から対象事業実施区域にかけての幾つかの地点)を設定します。鹿の影響の広がりを選定し、本事業の調査結果と当時との密度の比較を行いながら、シカの食害状況の広がり具合を把握することで、客観的に評価できると考えております。</p>
2	水質	<p>事業者見解で「不安を払拭するように調査を行っていく」と書かれているが、影響が本当にないかを言い切れず、一向に説得性がないと思われる。</p> <p>現地は急な斜面であり、道路の法面も崩れている。ダンプの通行・搬入作業で急斜面を通行することにより濁水が発生するのではないかという心配が言われている。搬入の影響など、濁水発生のすべての要因を考えて環境アセスを考えているところであり、土地改変による沈砂池の設置による対策のみではなく、工事による発生土や運搬作業、それらの影響をどう評価して、どう対応していくかを考えて説明していかないといけない。</p>	<p>まさに長浜市様から出ている心配や意見を踏まえ、今関係者から意見を聞いているところである。特に、私たちが計画しているエリアの近くのスキー場の濁水問題、現状でも問題があり、関係者と相談しながら現状でどのような場所の影響が出ているのかは把握していくようにする。工事中のダンプの通行により濁水発生することに関しては、どのくらいの台数が発生するかなどはこれからさらに調査しないと判断できない。計画が固まればもちろん工事業者と相談しながら濁水が発生させないよう対応検討していきたい。</p>	<p>準備書では、工事関係車両による降下ばいじんの予測を実施しますが、評価の基準としては、方法書286ページに記載していますように、10t/(km²・月)以下といたします。この参考値を換算すると、0.33g/(m²・日)以下となり、河川が濁るほどの粉じん量とはならないと考えられますが、ご指摘を踏まえ工事中は当該地点の状況を確認し、粉じんの堆積が生じ、それが河川に流出する危険がある等、工事関係車両に起因する水の濁りが生じうる場合には追加の環境保全措置を実施いたします。</p> <p>なお、本事業の現状の計画としては道路や風車ヤードの造成に関して切土と盛土をバランスさせられるよう造成計画を策定していくこととしておりますので、残土の発生は想定しておりません。</p>
3	水質	<p>調査が困難な場所で調査が必要としていない。搬入車両が通る場合のアクセス道路の状態が、雨が降った後に道路わきから河川に直接濁水が流れ込むことは十分に考えられる。調査をする際にその観点からも調査確認できることになる。沈砂池を設置するから影響がないということだけではなく、いろんな面から調査する配慮は必要である。</p>		<p>現況流域や地形を考慮して、横断排水溝を設け、道路排水を分散するとともに、横断排水溝の流末にはふとん箆を設置し、水量を分散し地下浸透いたします。</p> <p>このような対策をしていくことで道路工事区間からの影響は通常回避できる(一般に常時流水から100m以上離れれば濁水が常時流水に届かず、地下浸透していく)と考えておりますが、詳細な事業計画が固まっていく中で、常時流水に近い位置での改変が想定される場合は予測評価を実施いたします。</p>

番号	項目	審査会意見（第2回（5月17日（金）））	事業者回答（第2回（5月17日（金）））	事業者見解（第3回（6月7日（金）））
4	動物（鳥類）	猛禽調査の調査イメージについて、2年目に営巣が確認されると幼鳥の行動圏把握は翌年の2月頃までかかる。なぜ調査に3年目の翌年2月、3月含まれていないのか。 クマタカは隔年繁殖が普通であり、1年目の繁殖した年のことだけ書いている。翌年繁殖しない場合は幼鳥の行動範囲は拡大していった、大体2月まであって、12月までで切っていることは過小評価である。	資料の猛禽類調査計画については、猛禽類保護の進め方、滋賀県のイヌワシ・クマタカ保護指針を参考にさせていただいている。その中の滋賀県のイヌワシ・クマタカ保護指針の一番最後の生活スタイルのところで巣立ち後の幼鳥の行動範囲が8月、9月あたりから1月くらいのところまで範囲として書かれていたので、この資料では1月までとして区切っている。	ご指摘の通り、表の見方を間違っていました。大変申し訳ございません。 「猛禽類保護の進め方（改訂版）」にも、次のように示されていることから、巣立ち翌年の2月までの出現範囲を幼鳥の行動範囲の把握期間であるという認識に改めます。 猛禽類調査期間のイメージを示した別紙も修正致しました。 （抜粋） 幼鳥が独立する時期については相当の個体差があるものの、ここで幼鳥の行動範囲とは、巣の周囲にとどまって親鳥から養育を受けたり、採食行動の技術を習得をしたりすることの多い巣立ち翌年の2月（クマタカ生態研究グループ 2000）までの出現範囲とする。
5	動物（鳥類）	要約書の62頁に希少猛禽調査の位置として1番から17番までであるが、これはクマタカシフトでありイヌワシについての調査にはならない。調査は年間に渡って調査をしなければならず、繁殖期11月くらいから翌年5月に一番重要なデータが取れる期間である。ここは豪雪地帯であり、年間を通じた調査が可能なのか。調査ができなかった場合、データが不十分な場合に正確な評価ができず、結果でごまかされるのはおかしい。方法書では調査が確実にでき、的確な影響評価ができる保証がないと方法書としては認められない。更に、実際の視野範囲が示されていない。	ここが豪雪地帯であり本当に調査ができるのか？については、11月から先行調査に入らせていただいている。調査要員はこの地域に精通した熟練者に入らせていただいて、いま調査が現状できている状態ですので私たちとしては十分できると考えている。 視野図については作成しているが手元にも持ち合わせておらず、今お見せすることはできない状態である。	平成30年11月から先行して猛禽類調査を実施しており、冬季についてはスノーモービルも用いて尾根上の定点も使用し、冬季の調査も実施できております。 対象事業実施区域及びその周囲におけるイヌワシ、クマタカも含めた猛禽類を確認できるような調査地点の設定としています。 猛禽類調査地点の視野図は別紙（委員の皆様のみの方の非公開資料）のとおりであり、視野が開けた尾根上の定点を押さえた上で、区域周囲に設定した定点を配置し、対象事業実施区域及びその周囲全域の視野を確保できる調査地点を設定しております。 また、視野がとりにくい範囲については、移動観察を実施することで補強しています。

番号	項目	審査会意見（第2回（5月17日（金）））	事業者回答（第2回（5月17日（金）））	事業者見解（第3回（6月7日（金）））
6	動物（鳥類）	<p>実際に岩手でイヌワシの衝突事故が事実として起きているが、事業者の見解として「調査スペックが膨大になることから現実的に厳しい状況はご理解頂きたいところです。」と書いているが問題である。水資源機構の丹生ダム建設所の方で膨大な調査が行われているにもかかわらず、なぜ方法書までにそのデータを得ておかなかったのか。そうすれば、おおよそどの範囲を調査しておけばよいか予測がつかはずだ。</p> <p>滋賀県に4ペアいて、そのうち1ペアがこのエリアを行動範囲としていることは明らかであり、なおかつ丹生ダム工事事務所の方で膨大な調査が行われている。それを既存資料として調べて、おおよその行動範囲を予測した上で今回の方法書でのイヌワシの調査とすべきである。方法書を出す前に既存資料を調べておくことが当然であり、イヌワシについてどのような調査シフトとするのかがなければ、方法書として不十分と考える。</p> <p>イヌワシが居ることわかっていながら、既存データ得られない状況であれば、事業者みずから調査を行うべきである。これだけ大きな変更を行うのであれば、イヌワシを誘引する可能性は極めて高い。そういうことが分かっている「調査スペックが膨大になるのでできません。」というはおかしいのではないかと。スペックが膨大であっても調査を行うべきである。</p>	<p>イヌワシの既存資料について、事業者としても非常に重要で気になることでありましたので、県であったり丹生ダムであったり、希少種のイヌワシの資料を確認させていただけないかと調べさせてもらうように依頼しましたが、希少種の情報ということではなかなか提示させていただけなかった事情があり、このような状況下、今後どのような方法で調べていくのかは検討中の状況であった。貴重な資料を確認できることは有意義なことであるため地元とも相談しながらどの程度まで公開できるかも含めて調べていきたい。</p>	<p>当該地域周囲ではダム事業に関連した猛禽類調査等も行われており、これらの既往調査結果の入手を試みていますが、入手までにはまだ時間がかかりそうな状況です。既往調査結果入手後はその内容を整理し、もしイヌワシの行動圏解析結果が記載されている場合には、その行動圏に対象事業実施区域が含まれるかどうか、又、対象事業実施区域及びその周囲における利用状況を確認いたします。現時点では、既知のイヌワシ以外の個体の存在も想定し、まずは対象事業実施区域及びその周囲を対象とした調査体制を設定しております。しかしながら、上記の既知のイヌワシの行動圏の状況や対象事業実施区域及びその周囲における利用状況によっては、当該ペアの営巣地を中心とした行動圏把握のために、対象事業実施区域周辺を利用するイヌワシの採餌行動の特徴を把握できる調査体制を追加します。</p> <p>具体的には、既知のイヌワシの営巣地を中心とする行動圏の内部構造を把握するに足る調査範囲を新たに設定し、その調査を通じて、当該ペアによる対象事業実施区域及びその周囲の餌場としての利用環境、頻度、時期などを明らかにし、本事業の供用による生息環境の変化や誘因の可能性について評価できるよう努めます。</p>
7	動物（鳥類）	<p>質問21番の調査地点について、事業者見解で「調査結果に応じて、調査地点を追加する」とはどのような意味か。最初に調査目的を達成するのに十分ではない地点しか設定せず、クマタカが出現した場合にその場所を補完するために調査地点を移動させるのでは対象地域の全体のデータを十分に把握するのは困難であると思われる。この地域の希少猛禽類の調査体制について議論をしており、当初から調査地点の案では不十分だと指摘している。</p> <p>方法書であるので、調査方法が配慮書に対する知事意見を満たすデータを得られるものでなければならない。対象地域全体が調査できる体制を一貫して整えて、必要により出現した地点を重点的に調査するよう追加する体制が必要である。</p>	<p>そのあたりの記載は修正したい。</p>	<p>説明が不十分でしたが、クマタカがいないから調査地点を移動するというのではなく、例えば、クマタカの飛翔が多くみられるエリアについてはそのエリアを視認できる地点を検討して追加するという意味であり、方法書に掲載している調査地点が使えないという意味ではありません。</p> <p>また、どうしても視野が確保できないエリアについては移動観察を実施することとしております。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲が調査できる体制を一貫して整えて、必要により出現した地点を重点的に調査する体制を取っております。</p>

番号	項目	審査会意見（第2回（5月17日（金）））	事業者回答（第2回（5月17日（金）））	事業者見解（第3回（6月7日（金）））
8	動物（鳥類）	質問22番の渡りの調査地点について、一部追加されているが、この体制で配慮書で知事が求めている鳥の渡りについての解析が行えるのに十分なデータが得られると判断しているということによいか。 また渡りの方向が秋期とは反対となる春の渡りについてもこの体制で把握できるという判断によいか。 調査地点間の距離が離れている地点が多く、天候による視野の影響も考えると渡る鳥の種類や数、高度、経路等が調査できるのか疑問である。	北からルートないしは、北東側ルートを対象にT2, T5を結ぶの直線の中で1点追加することで把握できると考えており、春の渡りも現状の調査地点で行いたいと考えている。 ご指摘を踏まえ、さらに調査地点について検討する。	秋の渡りは、北東から南西へ移動すると考えられることから、対象事業実施区域より手前で捕捉して追跡できるように、福井県側に定点を追加設定することで、低い位置からいち早くキャッチし、標高の高い定点に中継して追跡します。また、春の渡りについては、概ね南西から北東と考えられることから、秋の定点のうち福井県側の定点の一部を使用せず、変わって南西側（滋賀県側）に定点を追加することで、渡りの動きを把握できるものと考えています。 また、定量的なデータを得るために、目視観察に加えて、レーダー調査を実施することとしました。開けた場所である猛禽類調査地点のSt. 6にレーダーを設置し、垂直方向に回すことで渡り鳥の飛翔高度を取得します。垂直回しの場合、一定の方向のみの記録になりますが、角度を少しずつ変えることにより、さらに広い範囲のデータ取得を計画しております。レーダーの機材については、広域の範囲を取得できる機種（Sバンドレーダー）の採用も検討しております。 さらに、小鳥類の渡りについてはICレコーダによる録音調査を実施し、録音された鳴き声の数により定量的に把握します。 なお、近傍の織田山鳥類観測一級ステーションのデータを参照し、当該地域の渡りの傾向を把握します。 ※視野図は別紙のとおりです。
9	事後調査	長浜市長意見の1について、事業者見解として「健康への影響、生活環境の変化についても近隣地域の住民の不安を払拭できるよう、しっかりとした調査を実施し、予測及び評価を行うとともに、必要な事後モニタリング調査を検討し、市民の皆様のご理解がえられるよう努めてまいります」とあるが、健康への影響、生活環境の変化について具体的に何をモニタリングしていくつもりなのか。	騒音とこの地区では濁水の心配があるため、健康や生活環境はこの2点を考えている。	同左
10	騒音	モニタリングの結果、騒音がある一定レベルを超えている場合、代償措置としてどういったことがありうるのか。	他事業の過去事例では夜間に風車を止めることになろうかと思う。	同左
11	景観	景観については6章で風車の大型化に伴い範囲が広がり調査地点も増えているという認識によいか。 新たに拡大された中に、長浜市の風致地区等、景観計画において重要な地点をここに追加しているのか。 地点が増えていないのは可視領域で眺望点が外れているからということか。	ご理解の通りである。 確認した中で追加すべき地点はなかったという認識である。	同左

番号	項目	審査会意見（第2回（5月17日（金）））	事業者回答（第2回（5月17日（金）））	事業者見解（第3回（6月7日（金）））
12	その他	長浜市長意見の2について、事業者見解で「記載することを検討します」としているが、これでは記載するのかわからない。	記載する予定でいる。記載ぶりを検討するという趣旨である。	同左
13	動物（鳥類）	知事意見の「事業を行うことにより尾根上の伐採を行うことによりイヌワシの誘因が懸念され、パードストライクの発生の懸念があることに対する影響予測もしっかり行うこと」に対して、事業者見解では「環境変化が行動様式を変化させる可能性が想定されることから環境変化後の影響、事業実施における行動圏に与える影響についても予測評価を行います」とされているが、具体的にどのような予測・評価を行うつもりか。 現状、イヌワシが飛来していないが、風車ができた場合にどのような影響が予測するのかを具体的に明記していただきたい。これがないと適切な調査体制はどのように行うべきなのかが見えてこない。事業者も変更後に影響を与えようと言っている。そうであれば、変更後どのように影響を予測・評価するのかを明記すること。そうでなければ調査の方法の妥当か否かを評価することは出来ない。	答えられる内容まで至っていないため、検討して回答させていただく。	本事業における対象事業実施区域の伐採エリアがイヌワシを誘引する可能性の有無等については、現地調査結果とダム事業に関連した猛禽類の既往調査結果を踏まえて、当該地域のイヌワシが好む餌場環境を把握し、植生の状態（草地の有無、樹木の粗密度）、標高、営巣地からの距離等の要素を抽出し、近隣のイヌワシの行動圏内における同様のパラメータの採餌環境の分布状況を解析することで、予測、評価を行います。
14	全般	本件は法アセスの項目選定をされているが、滋賀県条例アセスの項目としている文化財・伝承文化について、環境影響評価項目として選定するか判断し、アセス図書に反映すること。	現時点で影響があるか無いかの判断によって選定している。 その旨は準備書に記載する。	条例アセスの項目となっている文化財・伝承文化については環境影響評価項目として選定するかを判断し、その判断理由を準備書に記載いたします。 現時点の想定としては以下の理由から項目の選定は行わない予定としており、その旨を記載することを想定しておりますが、15番の見解にもお示しした通り、文化財・伝承文化については県や市の文化財のご担当者へのヒアリングや文献調査等を十分に実施し、準備書に記載いたします。 ・「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「風力発電所 別表第5」に示す参考項目には含まれておらず、本事業は参考項目の設定にあたり想定されている風力発電所の一般的な事業内容の範疇となる計画としている。 ・文献調査及び関係課へのヒアリングを行ったところ、対象事業実施区域内には史跡・名勝・文化財及び有形文化財は存在しない。 ・対象事業実施区域の周囲には史跡・名勝・文化財及び有形文化財が存在するものの、それぞれの文化財の特性を鑑み風力発電事業における影響要因による影響は生じないものと判断している。 ・文化財については県や市の文化財関係部署に協議を行い、文化財保護法に基づいて適切に対応を行う。

番号	項目	審査会意見（第2回（5月17日（金）））	事業者回答（第2回（5月17日（金）））	事業者見解（第3回（6月7日（金）））
15	文化財	今回、文化財が調査されていないが、この数か月間でしっかりと調査や聞き取りをしたとは思えない。遺跡についても聞き取り調査や文献調査を行うと記載していただきたい。 重要な文化財が出てこなかったとのことだが、事業者は重要な文化財が何なのか、文化財の県、市の担当者から話を聞く、文献を確認する等、方法書の中で項目として選定いただいて調査を続けるとしていただきたい。	準備書での対応になろうが、どんな調査ができるのかは検討していく。どのように行うかは相談させていただくかもしれない。	ご指摘いただきましたように、県や市の文化財のご担当者へのヒアリングや文献調査等を十分実施し、準備書に記載いたします。
16	水質	方法書の最初の段階で、事業者の考えでは造成等の施工による濁水は一時的な影響のみと考えておられたのではないかと。これまでの審査会の中で一時的なものだけではなく、工事を始める前から影響はあることを認識いただきたいと伝えてきた。 県知事意見、長浜市長意見等に対して具体的な調査方法等を明らかにして事業者見解として、準備書に反映していただきたい。	この事業がどの程度の影響なのか、いろんな要素が絡んで複雑になっているため具体的に説明できなかったのをごちからとしても心苦しいところであった。今後しっかりと対応していきたいと考える。	同左
17	植物	質問9番の方形区の取り方について、事業者見解では「参考にさせていただく」、「留意しながら進めていく」との記載で、実際にやるのか、やらないのかわからない。具体的に回答していただきたい。	ご意見ありがとうございます。	ご意見を踏まえて、事業者見解を改めてお示し致します。
18	全般	意見に対して具体的に回答されると我々も安心する。これまでのやり取りを聞く限り、この場では、多くの点について結局事業者側の意見が見えない中で審査会側の意見を言わなければならなくなってしまう。そこは次の機会が設けられる予定なので、その辺を考慮いただき対応してもらいたい。 例えば、質問13番に対して、「濁り等に関して、春季調査を実施します」というのみで、審査会が指摘した降雨時や融雪時はどうするのがわからない、必要無いのであればその理由を示していただく必要がある。回答の方法を検討いただきたい。	ご指摘ありがとうございます。	ご指摘を踏まえまして、これまでお示していた見解を見直し、修正いたしました。
19	全般	長浜市長意見6において「新たな事業が生じた場合には」という表現があるが、具体的な内容を把握していただければ教えて欲しい。	確認いたします。	ご指摘を踏まえ長浜市に確認を取りましたところ、本事業において現計画よりも影響が大きくなるのが想定される事業計画の変更が生じた場合を想定した意見であるとのことでしたので、それを踏まえ長浜市長意見6に対する見解を修正いたしました。

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書
滋賀県環境影響評価審査会（第1回（3月20日（水））意見に対する事業者の見解

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者回答（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第2回（5月17日（金）））	事業者見解（第3回（6月7日（金）））
1	事業計画	第一・第二事業は福井県と滋賀県で分けている理解でよいか。	福井県、滋賀県で分けているわけではなく、あくまでも売電先が2つの電力会社になるということで2事業になっています。どこに置く風車が第一事業になるか第二事業になるかはこれから計画を進めていく中で決めていく予定です。	同左	同左
2	水質	一番東の集水域から少し区域がはみ出ている箇所がある。この部分の工事により滝ヶ谷川に影響が出ることはないのか。	今時点で決まっている工事計画の範囲においては影響が及ぶような状況はないと認識しています。今後詳細な変更区域を決めていくこととなりますので、もし変更により滝ヶ谷川へ影響が及ぶというような計画となる場合には、追加の調査をしていくことになると考えております。	同左	同左
3	水質	南側の緑の回廊となっているところには変更区域を設定しないということでは集水域を設定しない、調査地点も設定しないという理解でよいか。 風車の設置予定地と新設道路が記載されているが、これは道路にしる風車の設置のための増設地にしろ尾根を越えないという理解で良いのか。	集水域に加えて流下図を用いながら確認をしたところ地形的に濁水が流れることはないので、影響は及ばないと考えています。 緑の回廊に関しては対象事業実施区域から除外している状態ですので、回廊内を改変する想定はしておりません。もし、影響が及ぶ可能性があるということになれば、準備書の段階で必要に応じて対応いたします。	同左	同左
4	廃棄物	廃棄物について事前現地調査は行わないという話だが、道路を新設されたり森林の伐採をしたりすることで廃棄物が生じるので、当然現地を見ておかないと量が変わってくるのではないのか。	廃棄物単体での調査をしていくわけではありませんが植生の調査はしていくので、伐採木の量は把握できると考えております。	同左	同左
5	事業計画	風力の最大出力が170,000kWとのことだが、単基の出力が3,500から4,200kW、最大50基とすると単純に掛け算すると170,000kW以上になる。発電効率のいいものを使ったとしても170,000kWを超えないという事でいいのか。4,200kW級の物は出回っているのか。	最大出力については、ご理解のとおり、170,000kWを超えることはありません。また、4,200kW級の風車は、世界的には出回っていますが、日本ではまだ導入の計画をしているという案件のみになっています。弊社でもこの1、2年で4,200kW級の風車を用いて計画を進めている事業もございりますが、着工に至っている事業はないのが現状です。	同左	同左
6	事業計画	4,200kWとかなり大きなものを建てることになるので、交通の経路や工事のやり方に影響が出てくると思うが、そのあたりは今回の方法書で配慮されているのか。	4,200kWのサイズになる時に大きく改変があまり増えることはないような建設方法を検討しております。例えば、大型化で長くなったブレード（羽）は寝かせて運ぶだけではなく、風車を建てて運ぶことで、カーブ部分での改変を低減できるという方法が技術的に用いられています。輸送上の工夫、据え付け上の工夫という事で体格が一回り大きくなってこれまでもとりの改変面積から大きな増加もないような施工ができる事を確認しながら実際に取り組もうとしています。	同左	同左

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者回答（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第2回（5月17日（金）））	事業者見解（第3回（6月7日（金）））
7	動物	糞塊調査を行うと言うことだが、その時のその時点のシカの糞を追うというだけでは不十分だと思う。シカの被害は、その時点でシカの密度が低くても、周辺部で増加したシカが一気に来て植物を食べていく特徴があるので、周辺部を含めた調査も必要になってくる。またシカが増えてくると植生においても特徴的なフィールドサインがでてくるので、糞塊だけでなく植生面からの調査も必要であると思う。 植生面に関しては、2014年に発表された兵庫、滋賀、福井のシカの影響による広葉樹の衰退状況をまとめた研究があるので、この研究と同じ複数の調査地点で同様の調査を行うことにより、どのようにシカの被害が進行しているかの客観的評価が可能となる。この調査は、シカの植生への影響の大きさが比較的簡便にわかり、対象地と周辺部の調査を同時に行うことにより、対象地のシカの影響の将来的な予測も可能となると考えられるので、調査内容として加えていただきたい。	参考として検討いたします。	文献の内容を確認した上で、植生調査の際に食害状況等についても記録するようにいたします。	ご教示頂きました文献「関西4府県を対象としたニホンジカの影響による落葉広葉樹林の衰退状況の推定」（藤木ら、2014）の内容について確認致しました。植生調査時の植生調査地点にて食害状況等について合わせて記録することを考えておりましたが、植生調査地点に加えて、植物相調査の踏査時にも併せて対象事業実施区域内及び区域周辺でシカの食害状況の植生を記録することを目的とした調査地点を設定致します。 また、上記文献の既往地点の中から、対象事業実施区域に近い距離の地点（山門湿原付近から対象事業実施区域にかけての幾つかの地点）を設定できれば鹿の影響の広がりを選定し、本事業の調査結果と当時との密度の比較を行いながら、シカの食害状況の広がり度合いを把握することで、客観的に評価できると考えております。
8	植物	水源としての重要な地域なので、尾根だけが重要なわけではなく、工事をしたら鹿の増え方にもよって、洪水の影響が出てくる可能性があると考えられるので、源流部分については尾根から谷に向けた調査地点が必要かと思われる。	方法書の注釈にも記載しましたが、調査地点は現地に入っていない状況で設定しております。まずは、直接改変される尾根が重要だと考えているので、方法書では、尾根を中心に調査地点を設定しております。現地に入らなくては必要に応じて植生調査地点を適宜追加していく予定です。	同左	同左
9	植物	方形区10m×10mでは小さすぎる。大きくとれなくてもと言う専門家の指摘もあったが最低でも20m×20mはある。巨木が多いという住民からの指摘もあるが、巨樹巨木に関しては、胸高直径80～100cm以上の物に関してはサイズと生えていた場所を地図上に記録してほしい。着生植物の重要性についても指摘されているが、着生植物がどうだったかというような状況についてもちゃんと調べて合わせて情報があつたほうが、どこら辺が自然度が高い地域かという事が客観的に評価できる。踏査して位置情報を把握することが重要だと思った。尾根部は当然調査して、これだけ調査地点があれば目につくのでわかると思うが、谷にも巨木などもあると思うのでそういうところまで配慮して調査して頂くようお願いしたい。	植生の調査区画についても専門家からも方形区に限らず樹高も加味すべきと伺っていますので参考にいたします。巨樹巨木についても、ブナが多いところと聞いているので、巨木についても留意しながら進めていきたいと考えております。	同左	同左
10	生態系	カラ類の餌量調査について書かれていたが、これはどういうことか、シードトラップで種子生産量等を餌資源調査するのならブナだったら5～8年に豊作で、他に豊期があるので短時間ではなかなか捕らえられない。また、液果、果実も調査対象とするのか。	確かに差はあるかもしれませんが、今のところ典型性の餌資源の調査は1年間と予定しております。カラ類が食べる餌資源は全て入れる予定です。	同左	同左
11	水質	沈砂池はどのように設けるのか。	風車を建てるにはヤードを設置しますが、その中に適切なサイズの沈砂池を設置します。その位置等は現地の地形を考慮して、沈砂池をどこに作るかを検討してまいります。その沈砂池の位置によって、どう水を流していくかが決まるので、調査をしていきながら、どういった方向に流していくのかを検討してまいります。	同左	同左

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者回答（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第2回（5月17日（金）））	事業者見解（第3回（6月7日（金）））
12	水質	こういった濁水が全部沈砂池に入る前提でそこからどうなるかという計算になると思うが、今回のこのような入り組んだ土地の場合本当に全て入るのか、それ以外の工事の改変がなされていないところからの濁水も落ちてくる形で今調査地点が集水域を踏まえてポイントが決められていたので、それが妥当なのかどうか。	雨が降ったときに出来るだけ沈砂池に集まるようにということですが、溢れる可能性があるというところは懸念としてあります。そういったところを評価する方法について、今は回答は持ち合わせてないが、こういったことが出来るか考えたい。	改変量や地形も加味しながら沈砂池の設計を行うこととなりますので、入り組んだ土地であっても大部分の濁水は集められると考えております。また仮に回収できなかったとしても地面に浸透する程度の量となると想定していますので、河川への濁水流入は考えにくいとの認識です。	同左
13	水質	冬季は工事をしないので春、夏、秋という事で、高時川の上流ということで、3季調査したとしても平水時であればこういったところだとほとんど差がないと思うので、同じ調査をするよりもできれば晴天時と雨天時、もしくは、春では融雪時というような調査のやり方を変えたほうがいいのではないかと。同じ数のデータがたくさん出て来るのではないかと予測される。	方法書に記載しているとおり、降雨時調査を実施いたします。調査は、安全を確保した上で、できるだけ雨が降っているときを狙って実施いたしますので、一番影響が想定される降雨時の状況は把握できると考えております。	春季調査を融雪時に実施いたします。	平水時と降雨時に調査を行います。また、春季調査を融雪時に実施することにより、様々な状況におけるデータを収集いたします。
14	水質	調査のポイントで一番になったのは高時川の上流のところが車両の搬出の出入り口になっている、そこに車両が入るといったことは車両等の粉塵等が溜まる、そのそばに沈砂池を介さずに河川が流れているところから、こういったところも調査地点としてあげるべきではないかと考えている。	源流で調査を実施できるかどうか現地を確認しましたが、上流部は上がれる場所がありませんでした。調査員の安全を確保しながらの調査という観点から設定が難しい状況でした。ただ、ご指摘を踏まえて現地を調査していく中で、もう少し上がれるような場所があれば調査していきたいと考えております。	同左	準備書では、工事関係車両による降下ばいじんの予測を実施しますが、評価の基準としては、方法書286ページに記載していますように、10t/(km2・月)以下といたします。この参考値を換算すると、0.33g/(m2・日)以下となり、河川が濁るほどの粉じん量とはならないと考えられますが、ご指摘を踏まえ工事中は当該地点の状況を確認し、粉じんの堆積が生じ、それが河川に流出する危険がある等、工事関係車両に起因する水の濁りが生じうる場合には追加の環境保全措置を実施いたします。なお、本事業の現状の計画としては道路や風車ヤードの造成に関して切土と盛土をバランスさせられるよう造成計画を策定していくこととしておりますので、残土の発生は想定しておりません。
15	水質	流出係数は1という事で最大限のところを上げられているのであれば、出来れば、どのような結果になるかわからないが浮遊物質量1000から3000、平均で2000と挙げられているが、やはり源流ということで一番厳しい数値で評価された方がよいのではないかと思います。	—	ご指摘を踏まえ、今回の予測に当たっては流入する浮遊物質量を一番厳しい数値である3000として設定します。	同左
16	景観	大型の風車になると見える範囲やサイズが変わってくると思うのだが、今の調査地点図は大きなもので記載されているのか。	最大出力の4,200kWの風車の条件で図面等を作成しています。	同左	同左
17	事業計画	特定植物群落のフナ林を避けて風車の位置は計画されているのか。	今回示させて頂いた風車の位置は暫定の配置となっており、これは机上で検討しております。今後、現地調査の結果を踏まえて、実際その群落がどうなっているのかを確認して、具体的な配置計画を進めてまいります。	同左	同左
18	事業計画	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況の図で、黄色の部分で土砂災害警戒区域となっていて、区域の東側にこれが道路と重なっている部分がある。ここは地すべりであり、現在は特に動いていないため地すべり防止地域には設定されていない。道路をつくることになると、ここに物が載ることになるので、地すべりに何らかの影響を与えるおそれがある。その点については何か適切な対応を取られるように留意されるのか。	ご指摘の部分を変更するかどうかはまだ決まっておりません。現段階では、広めに改変可能性のあるところを示している状況です。今後、本当にそこを変更する必要があるかどうかを検討してまいります。また、改変が必要となった場合には、指摘の通り留意いたします。なお、この林道ではブレード等の風力発電機の資材は運搬せず、あくまでコンクリートミキサー車等の走行を想定しております。	同左	同左

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者回答（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第2回（5月17日（金）））	事業者見解（第3回（6月7日（金）））
19	動物	最低1.5年とたしかに猛禽類保護の進め方では記載されているが、それを踏まえて滋賀県としては2年はやって頂きたいという意見を出させていただいている。1.5年と書かれた根拠は？	猛禽類保護の進め方で1.5年というところが記載されており、こちらを参考に1.5年と記載させていただいております。繁殖の状況によっては1.5年以上を継続して調査する予定です。	通常は「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）の指針に沿って「1.5年」と記載しています。知事意見で2年という数字が示されましたが、意図としましては審査会の場でご説明しましたように、1.5年以上で考えております。具体的な考え方やフローを別紙にてお示しします。	ご指摘の通り、表の見方を間違っていました。大変申し訳ございません。「猛禽類保護の進め方（改訂版）」にも、次のように示されていることから、巣立ち翌年の2月までの出現範囲を幼鳥の行動範囲の把握期間であるという認識に改めます。（抜粋） 幼鳥が独立する時期については相当の個体差があるものの、ここで幼鳥の行動範囲とは、巣の周囲にとどまって親鳥から養育を受けたり、採食行動の技術を習得をしたりすることの多い巣立ち翌年の2月（クマタカ生態研究グループ 2000）までの出現範囲とする。
20	動物	猛禽類保護の進め方では少なくとも繁殖に成功した1シーズンを含む2営業期の調査が望ましい。つまり2営業期を含む1.5年以上の調査期間とする、と書いてある。ここの内容が一律に営業の調査をするということではなくて、繁殖している場合は巣立ちした幼鳥の行動圏の解析が必要なので、繁殖成功した場合の営業期を含んだ2営業期、こういう風に考えて指定された。だから今回こちらで方法書で示されているような2営業1.5年間すればいいという調査期間ではないと。それを踏まえて今回1.5年なり2年間調査された中でもクマタカが生息していて繁殖した場合、繁殖しなかった場合、調査を進められる方針を教えてください。	繁殖した場合は、猛禽類保護の進め方に記載しておりますように営業、幼鳥の行動圏、中心期等を解析して営業中心期に関しては配慮する予測評価を考えております。繁殖しなかった場合は、例えば前年の幼鳥が確認されていたとか飛翔が多く確認されている場所は繁殖しなかった場合でも確認できます。また、ここが餌場になっている等、利用状況も踏まえて予測はしていきたいと考えております。繁殖しなかった場合には、猛禽類保護の進め方に従い、データを用いて専門家のご意見も伺いながらということになると認識しております。	同左	同左
21	動物	現時点の調査地点をみると改変予定地域は近いものは1km、中心域は近いところでも3kmぐらい離れている。これで観察できるのか。定点決められる時に希少猛禽の調査に詳しい方にご相談された上で決められたのか。この広範囲でこの調査地点配置でクマタカは発見できない。	方法書で示している地点はありますが、実際現地調査に入り確認したいという地点が出てくると考えております。そういった場合は定点を適宜追加していく予定です。調査地点の選定にあたっては猛禽類の調査に精通されている方に相談させて頂いた上で選定しております。改変区域のST6については非常に見晴らしのいい地点という事で1地点選定しており、その他については広範囲を見れる地点と谷筋で選定しております。	平成30年11月より先行して猛禽類調査を実施しており、対象事業実施区域及びその周囲において、現段階では数ペアのクマタカが生息しているものと推測しております。また、調査に応じて、調査地点も追加し、さらに毎回の調査で任意の移動定点を設定することにより、詳細な把握に努めています。	平成30年11月から先行して猛禽類調査を実施しており、冬季についてはスノーモービルも用いて尾根上の定点も使用し、冬季の調査も実施できております。対象事業実施区域及びその周囲におけるイヌワシ、クマタカも含めた猛禽類を確認できるような調査地点の設定としています。猛禽類調査地点の視野図は別紙（委員の皆様からの非公開放資料）のとおりであり、視野が開けた尾根上の定点を押さえた上で、区域周囲に設定した定点を配置し、対象事業実施区域及びその周囲全域の視野を確保できる調査地点を設定しております。また、視野がとりにくい範囲については、移動観察を実施することで補強しています。

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者回答（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第2回（5月17日（金）））	事業者見解（第3回（6月7日（金）））
22	動物	この調査地点配置で改変地域を含んだ猛禽類のタカの渡りの知事意見で求めているデータが得られるのか。調査回数についても春と秋の2回の調査で知事意見に記載している内容は把握できないと思う。	定点については尾根上の高いところで取っていて、対象実施区域を通過するかを確認するために取ってます。西側の地点については飛来する渡り鳥をいち早く確認するという点で取っています。ただ、確かに指摘の通り調査地点が薄いところもあるので、調査地点を再検討します。	渡りの調査地点について再検討し、別紙の調査地点配置で考えています。	秋の渡りは、北東から南西へ移動すると考えられることから、対象事業実施区域より手前で捕捉して追跡できるように、福井県側に定点を追加設定することで、低い位置からいち早くキャッチし、標高の高い定点に中継して追跡します。また、春の渡りについては、概ね南西から北東と考えられることから、秋の定点のうち福井県側の定点の一部を使用せず、変わって南西側(滋賀県側)に定点を追加することで、渡りの動きを把握できるものと考えています。 また、定量的なデータを得るために、目視観察に加え、レーダー調査を実施することとしました。開けた場所である猛禽類調査地点のSt.6にレーダーを設置し、垂直方向に回すことで渡り鳥の飛翔高度を取得します。垂直回しの場合、一定の方向のみの記録になりますが、角度を少しずつ変えることにより、さらに広い範囲のデータ取得を計画しております。レーダーの機材については、広域の範囲を取得できる機種（Sバンドレーダー）の採用も検討しております。 さらに、小鳥類の渡りについてはICレコーダによる録音調査を実施し、録音された鳴き声の数により定量的に把握します。 なお、近傍の織田山鳥類観測一級ステーションのデータを参照し、当該地域の渡りの傾向を把握します。 ※視野図は別紙のとおりです。
23	動物	主なタカの渡りの内容で知事が求めている調査の内容が全く違うのではないかと。レーダーは使わないのか。 学術調査ではないので、鳥の種類を100%見分ける必要は私はないと思う。一番心配するのは鳥がどの程度夜間飛んでるのか、どの航路を飛行しているのかつかむべき。レーダーについては現在のスキー場の場所で十分対応できると思うのでぜひ検討いただきたいと思う。	方法書には記載していませんが、今後鳥レーダーも検討しつつ、結果を予測評価に結びつけたいと考えております。	当該地域は渡り鳥が非常に多いと、前回の審査会でもご意見を頂き、他方面からもご意見を頂いております。レーダーは種までは判別できず、地形的に設置できる場所も限定されますが、渡りが多いとされる当該地域で定量的に把握するためにはレーダー調査はある程度は有効であるというご意見を踏まえ、レーダー調査の実施を検討いたします。	同左
24	動物	岩手県でありえないといわれていたが実際にバードストライク事故が起きイヌワシが死んだ。あれもおそらくは当初いわれている工事によって改変が起き、おそらくハンティング期間に事故が起きた。その地域を生息の中心地にしていなくても、ハンティング場所があれば隣接のところから飛んでくる可能性が高い。滋賀県に数つがいしかいないイヌワシ、西日本にも数える程しかいない。そのつがいに対してこの調査対象地域だけで本当に足るのか。この対象地域にはつがいはいなくても、例えば福井県側につがいがいる。このつがいの行動圏がこの地域まで行動圏として利用する可能性は本当ではないのか。 例えば兵庫県は検討中の事例があり、同じような考え方で地域個体群の風力予定地への流入の評価をするべきだという意見が出ているという。調査したところにはイヌワシはいないから大丈夫だということで本当によいのか。	—	事業者としても金石のような事故は起こしたくないと考えていますが、一方で、調査範囲から、かなり離れている場所でも営巣地が不明であるイヌワシの調査を実施するという事は、あまりにも調査範囲が広くなり調査スペックが膨大になることから現実的に厳しい状況はご理解頂きたいところです。当該地域周囲ではダム事業に関連した猛禽類調査等も行われており、これらの既往調査結果を活用できればと考えております。 さらに、専門家へのヒアリングを行って当該地域周囲のイヌワシの営巣や行動圏等の状況を整理できればと考えております。	当該地域周囲ではダム事業に関連した猛禽類調査等も行われており、これらの既往調査結果の入手を試みていますが、入手までにはまだ時間がかかりそうな状況です。既往調査結果入手後はその内容を整理し、もしイヌワシの行動圏解析結果が記載されている場合には、その行動圏に対象事業実施区域が含まれるかどうか、又、対象事業実施区域及びその周囲における利用状況を確認いたします。現時点では、既知のイヌワシ以外の個体の存在も想定し、まずは対象事業実施区域及びその周囲を対象とした調査体制を設定しております。しかしながら、上記の既知のイヌワシの行動圏の状況や対象事業実施区域及びその周囲における利用状況によっては、当該ペアの営巣地を中心とした行動圏把握のために、対象事業実施区域周辺を利用するイヌワシの採餌行動の特徴を把握できる調査体制を追加します。 具体的には、既知のイヌワシの営巣地を中心とする行動圏の内部構造を把握するに足る調査範囲を新たに設定し、その調査を通じて、当該ペアによる対象事業実施区域及びその周囲の餌場としての利用環境、頻度、時期などを明らかにし、本事業の供用による生息環境の変化や誘因の可能性について評価できるよう努めます。
25	事業計画	砂防指定地が方法書p.162で改変箇所にかかっているようだが、この理由は何か。	地形の状況や砂防指定の範囲については、より詳細なレベルで関係行政機関とも事前相談を進めながら現況調査を行い、その影響について検討していきたいと考えております。	同左	同左

番号	項目	審査会意見（第1回（3月20日（水）））	事業者回答（第1回（3月20日（水）））	事業者見解（第2回（5月17日（金）））	事業者見解（第3回（6月7日（金）））
26	水質	沈砂池の位置は決めていないとのことだが、沈砂池の場所によって流れ方が変わるという中で、調査計画段階としてそのあたりはどうとらえているのか。	沈砂池の位置によって水を流す方向が決まってくるので、現時点では地形を加味してどういった形で流れうるか幅広く確認しております。	同左	同左
27	動物	森林を切り開いて風車を建設していくことで、今まで木の枝で隠れていた部分が空間に露出して日射の状況等、生物に対する状況が変わってくる。それにより調査される小型哺乳類の行動様式は変わるのでは。動物に関する影響そのものは大きいものではないかもしれないが、尾根筋を分断してしまうので、ここを越えたり移動したりしていた動物が移動できなくなる。あるいは上空から見やすくなるので猛禽類が集まることも実際に起きているがどう考えているのか。動物の移動経路への配慮についても意識してほしい。	小型哺乳類の捕獲調査については、哺乳類相の把握が重要となります。生態系で上位性をクマタカにしているので、餌資源調査という点でも把握したいと考えております。	同左	同左
28	大気	一般環境調査地点では今も風況観測塔を建てて観測しているのか。	現在建っている風況観測塔は事業性の判断のため設置された60m近いポールです。一般環境の大気の調査はたしかにほぼ同じ場所を実施しますが、10m高さの風況を観測するため、調査内容と目的が異なります。なお、一般環境の風況観測は、これから実施する予定です。	同左	同左
29	その他	配慮書から一部変更した内容をわかりやすいよう示してほしい。	次回お示しします。	配慮書から一部変更した内容を別紙に示します。	同左

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書
長浜市長意見に対する事業者の見解

番号	項目	市長意見	事業者見解(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
1	総論(1)	対象事業実施区域内で、過去にスキー場の開発工事に起因すると思われる山肌からの土砂流出及び濁水が発生しました。スキー場は閉鎖されましたが、ゲレンデ、沈砂池や土留めが壊れるなど管理不十分な状態であることから、現在でも周辺から濁水が発生し、高時川、姉川を通じて琵琶湖に流入しています。 そのような状況において、漁業関係者及び農業関係者など多くの市民が風力発電事業による被害発生リスク及び濁水による環境の悪化に大きな不安を感じています。また、近隣地域の住民は、風力発電施設の運用による健康への影響や生活環境の変化についても不安を感じておられると推測します。 こうした当該地域の状況を踏まえ、十分な調査、予測及び評価を実施し、工事中や共用後の継続的なモニタリング調査の実施及び積極的な公表などを行うことによる、市民の理解とコンセンサスを獲得して事業を進めること。	当該地域の状況を踏まえ、本事業による濁水の発生による環境の悪化について、漁業関係者や農業関係者の方が不安を払拭できるよう、しっかりとした調査を行い、予測及び評価を行うとともに、必要な事後モニタリング調査を検討することで、市民の皆様のご理解がえられるよう努めてまいります。 また、健康への影響、生活環境の変化についても、近隣地域の住民の不安を払拭できるよう、しっかりとした調査を実施し、予測及び評価を行うとともに、必要な事後モニタリング調査を検討し、市民の皆様のご理解がえられるよう努めてまいります。	対象事業実施区域周辺については各所から伺っており、その背景もあり近隣地域の住民の方々が風力発電施設の運用による健康への影響や生活環境への変化についても不安を感じておられるということは認識しております。 健康への影響や生活環境への変化という面では特に騒音や水質を気にされているところかと思っておりますので、地元住民の方々や審査会からのご意見を踏まえ、しっかりとした調査、予測及び評価を行ってまいります。また、その結果を踏まえて風車の配置や機種の設定、改変部分の検討、沈砂池の規模や土砂流出防止柵の設置位置等の具体的な環境保全措置について、事業計画に反映いたします。 工事中のモニタリングや事後調査は環境影響評価の結果を受けて、どの項目についてどのような内容で実施するか決まっていくことになります。環境影響評価準備書・評価書には事後調査の項もあり、審査の中で実施することとなった工事中のモニタリングや事後調査は調査報告書を公表いたします。市民の皆様のご理解が得られるよう、このような調査結果を公表しながら、事業を進めてまいります。
2	総論(2)	風力発電事業により設置された風車等の施設が、事業者の都合により、適切に管理されない状況となった場合、地域住民は大きな影響を受けることになります。固定価格買取制度による事業終了後及び事業継続が困難となった場合の取扱いについて、具体的にわかりやすい表現・方法を用いて準備書に記載すること。	固定価格買取制度による事業終了後及び事業継続が困難となった場合の取扱いについて、具体的にわかりやすい表現・方法を用いて準備書に記載することを検討いたします。	固定価格買取制度による事業終了後及び事業継続が困難となった場合の取扱いについて、具体的にわかりやすい表現・方法を用いて準備書に記載いたします。 記載する内容は、以下の2点としたいと考えております。 ・弊社としては、固定価格買取制度による事業終了後も地元のご理解を得られればリリースにより事業を継続したいと考えていること。 ・固定価格買取制度の運用の中で、事業を終了する場合に備えて撤去費用を積み立ており、もし、事業を終了する場合には、その費用を活用していくことになること。
3	総論(3)	本事業に関し実施された配慮書段階から方法書段階までの説明会については、不十分であるとの意見が見受けられました。このようなことから、事業者は説明会の意義や重要性について十分認識し、市民に広く説明及び情報の提供を行い、風力発電事業に対する不安を払拭するように努めること。	地域住民からのご意見を踏まえ、市民の皆様に広く説明及び情報の提供を行い、風力発電事業に対する不安を払拭するように努めます。	本事業の方法書の説明会の開催について、ご存知がない市民の方もいらっしゃるかと審査会でうかがいました。また、環境影響評価方法書の説明は専門的な内容を含むこともあり、なかなかご理解いただくのは難しい点もあるため、繰り返し説明をするようにしてほしいといった主旨のご意見を審査会では頂戴したと認識しております。 環境影響評価法に関する説明会の開催の周知については、長浜市の広報誌「広報ながはま」、中日新聞、朝日新聞、福井新聞、滋賀夕刊への広告、各縦覧場所へのチラシの設置、弊社ホームページや、長浜市、滋賀県のホームページでの電子縦覧を行っておりますが、引き続き、市民の皆様に広く周知できる方法を担当課の方とも相談させていただきます。 また、市民の皆様のご不安を払拭できるよう、現地調査が進み、事業計画の熟度が高まってくれば、準備書に係る環境影響評価法の説明会以外でも、任意に説明会を行うなどしてまいります。
4	総論(4)	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を最優先とし、安易に代償措置を検討することがないように努めること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を最優先とし、安易に代償措置を検討することがないように努めます。	同左
5	総論(5)	今後、準備書を作成する際に、方法書に記載している項目の内容を変更して記載する場合は、変更している部分が具体的に市民にわかるように記載すること。	準備書の作成にあたっては、方法書に記載している項目の内容を変更して記載する場合は、変更している部分が具体的に市民にわかるように記載いたします。	準備書の作成にあたっては、方法書に記載している項目の内容を変更して記載する場合は、フロントの変更や注釈の記載等を行い、変更している部分が具体的に市民の方々にわかるよう記載いたします。
6	総論(6)	環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価手法の選定に影響を与える新たな事業が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を実施すること。	環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価手法の選定に影響を与える新たな事業が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を実施いたします。	ご指摘を踏まえ、本事業において現計画よりも影響が大きくなることが想定される事業計画の変更が生じた場合には、環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を実施いたします。
7	各論	(1) 騒音等の影響について 対象事業実施区域から約1.6kmの距離に「長浜市立湖北病院中河内診療所」が存在し、その近隣には住家等も存在しています。風力発電設備等の工事中及び供用時の騒音、振動や超低周波音による生活環境への影響について、市民が安心してできるように十分な調査、予測及び評価を行うこと。 また、騒音等の発生源である風車の選定機種の特徴及び環境影響について詳細に準備書に明記すること。	風力発電設備等の工事中及び供用時の騒音、振動や超低周波音による生活環境への影響について、市民の皆様にご安心いただけるように十分な調査、予測及び評価を行ってまいります。 また、騒音等の発生源である風車の選定機種の特徴及び環境影響について、可能な限り詳細に準備書に明記いたします。	風力発電設備設置にあたっての工事や風力発電設備の供用に伴う騒音、振動や超低周波音による影響については、市民の皆様にもご安心いただけるよう、十分な調査、予測及び評価を行ってまいります。 また、騒音等の発生源である風車の選定機種の特徴及び環境影響については、風車からの騒音レベルが予測には必須となりますので、準備書に詳細に記載いたします。

番号	項目	市長意見	事業者見解（第2回（5月17日（金）））	事業者見解（第3回（6月7日（金）））
8		（2）水質について 対象事業実施区域は高時川及び琵琶湖の重要な水源であることから、春・夏・秋の3季だけの調査ではなく、冬季（降雪時）においても水質調査を実施すること。また、濁水の発生が懸念される大首波谷川においても水質調査を実施すること。	当該地域の状況を鑑みると、安全面の観点から冬季（降雪時）の水質調査が実施は難しいと考えておりますが、春季調査を融雪時に実施することで雪の存在による水の濁りを把握したいと考えております。また、濁水の発生が懸念される大首波谷川においては、現時点では下流域に調査地点を設定しておりますが、現地を確認し上流部での調査が可能か検討いたします。	当該地域の状況を鑑みると、安全面の観点から冬季（降雪時）の水質調査が実施は難しいと考えておりますが、春季調査を融雪時に実施することで雪の存在による水の濁りを把握したいと考えております。また、濁水の発生が懸念される大首波谷川においては、現地の状況を踏まえ現時点では下流域（高時川に合流する直前の地点）に調査地点を設定しておりますが、引き続き現地を確認し可能な限り上流部で調査いたします。
9		（3）土地の改変に伴う自然環境への影響について 対象事業実施区域には重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」及び「栃ノ木峠のプナーオオバクロモジ群集」が分布しており、土地の改変などにより重大な影響が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行うこと。	重要な植物群落への影響については、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行ってまいります。	記述書、方法書で有識者へのヒアリングを行っております。準備書でも調査結果の捉え方について、ヒアリングを行い、重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」及び「栃ノ木峠のプナーオオバクロモジ群集」への影響について、しっかりとした調査、予測及び評価を行ってまいります。
10		（4）土砂災害（濁水含む）について 対象事業実施区域及びその周辺は、過去の開発で土砂流出などによる甚大な被害が発生しました。 風力発電設備のための作業道を建設する段階から山肌がむき出しになり、土砂崩れ及び川の濁りが心配されることから、その影響についても十分な調査、予測及び評価を実施すること。 また、近年日本各地で過去には想定されなかった集中豪雨が発生していることを踏まえて土砂災害リスクを調査、予測及び評価すること。	作業道の建設段階等、造成等の施工による一時的な影響を要因とする水の濁りについては調査、予測及び評価を行い、それを踏まえ法面緑化や土砂流出防止柵の設置等、適切な環境保全措置を行ってまいります。土砂崩れをはじめとする土砂災害については、環境影響評価ではなく防災の観点で扱う事項となりますので、関係機関との協議を行いつつ、工事計画を策定してまいります。	造成等の施工による一時的な影響を要因とする水の濁りについては事業計画を踏まえ、調査、予測及び評価を行います。その上で、法面緑化や土砂流出防止柵の設置等の環境保全措置を行ってまいります。土砂崩れをはじめとする災害については、環境影響評価ではなく防災の観点で扱う事項となりますので調査、予測及び評価は行いませんが、防災の観点からも、関係機関との協議を行いつつ、工事計画を策定してまいります。
11		（5）猛禽類の調査について 対象事業実施区域には、イヌワシやクマタカの生息地が存在しており、その営巣地や生活圏への直接的な影響及び風力発電設備の稼働による衝突事故や移動経路の阻害等、重大な影響が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査を行うこと。	猛禽類についても専門家等からの助言を踏まえ適切な調査を実施してまいります。	同左
12		（6）夜行性鳥類及び渡り鳥の調査について 対象事業実施区域がラムサール条約登録地である琵琶湖などに飛来する渡り鳥の渡りのルートとなっている可能性があるため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査を行うこと。 夜行性鳥類及び渡り鳥の調査で使用する集音マイク・ICレコーダーについては、調査に必要な録音能力を有する物を使用し、準備書に使用機種を明記すること。 また、レーダーによる調査を検討すること。	渡り鳥の調査についても、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査を行ってまいります。 夜行性鳥類及び渡り鳥の調査で使用する集音マイク及びICレコーダーについては、調査事例の情報や専門家等のご意見を踏まえ調査に必要な録音能力を有する機種を選定し、準備書に使用機種を明記いたします。 また、レーダーによる調査を検討いたします。	渡り鳥の調査についても、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査を行ってまいります。 夜行性鳥類及び渡り鳥の調査で使用する集音マイク及びICレコーダーについては、調査事例の情報や専門家等のご意見を踏まえ調査に必要な録音能力を有する機種を選定し、準備書に使用機種を明記いたします。ICレコーダーの使用実績としては、オリンパスV-863,862がございます。 また、ご指摘を踏まえ定量的なデータを得るために、目視観察に加えてレーダー調査を実施することとしました。開けた場所である猛禽類調査地点のSt.6にレーダーを設置し、垂直方向に回すことで渡り鳥の飛翔高度を取得します。垂直回しの場合、一定の方向のみの記録になりますが、角度を少しずつ変えることにより、さらに広い範囲のデータ取得を計画しております。レーダーの機材については、広域の範囲を取得できる機種（Sバンドレーダー）の採用も検討しております。 さらに、小鳥類の渡りについてはICレコーダによる録音調査を実施し、録音された鳴き声の数により定量的に把握します。 なお、近傍の織田山鳥類観測一級ステーションのデータを参照し、当該地域の渡りの傾向を把握します。
13		（7）文化財について 対象事業実施区域内に周知の遺跡「栃ノ木岩遺跡」が所在する。長浜市委員会がその保存について対応するので、事前の連絡・協議を長浜市歴史遺産課と行うこと。	対象事業実施区域内に位置する周知の遺跡については事前連絡及び協議を長浜市歴史遺産課と実施し、適宜調整を進めてまいります。	同左
14		（8）人と自然との触れ合い活動について 自然との触れ合い活動を行っている地元活動団体へのヒアリングを、複数回実施して活動内容を調査すること。	自然との触れ合い活動内容を踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況等の把握のために複数回の調査が必要となる場合には、調査を追加いたします。	人と自然との触れ合いの活動を行っている地元活動団体へのヒアリングを複数回実施し、活動内容を含む「主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況」の把握を行います。
15		（9）断層の影響について 対象事業実施区域付近には、柳ヶ瀬断層が存在しており、地震発生時のリスクについて想定し調査、予測及び評価を行うこと。	断層による地震が発生した場合の風力発電設備等の被害については、本事業を進める上で事業性の観点から地盤の状況を調査し、地震による倒壊が生じないよう関係機関との協議を行いつつながら基礎構造の設計を行い被害の回避及び最小化を行ってまいります。	同左
16		（10）工事車両および資材運搬車両の通行について 本事業の工事車両や資材運搬車両の通行による騒音・振動により、近傍住民の生活環境に影響がないように十分な調査、予測及び評価を行うこと。 また、関係車両の通行について、交通安全対策を十分に検討すること。	工事車両や資材運搬車両の通行による騒音・振動により、近傍住民の生活環境に影響がないように十分な調査、予測及び評価を行ってまいります。 また、関係車両の通行については、交通安全対策を十分に検討し、適宜関係部署にもご相談するよういたします。	同左

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書
滋賀県関係課意見に対する事業者の見解一覧

資料 5

番号	所属	項目	関係課意見	事業者見解(第2回(5月17日(金)))	事業者見解(第3回(6月7日(金)))
1	琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課 (旧琵琶湖政策課)	水質	事業実施想定区域の downstream にある高時川は、近年、特に降雨時の濁水発生が問題となっている。このため、水環境の調査すべき項目に透視度の追加および調査時の現地写真の撮影、また、濁水問題への影響を把握できるよう降雨時の調査頻度の十分な確保を検討すること。	水質調査に当たってはご指摘を踏まえ調査時の現地写真の撮影を行い、透視度の測定を検討いたします。また、濁水問題については、状況の把握が必要との認識ですので、まずは、現状の把握に努めてまいります。	ご指摘を踏まえて、現地写真の撮影と透視度の測定を行います。濁水問題については、そもそも環境影響評価は事業により現状からどのように変化が生じるかを評価するものであり、その観点で言えばすでに起きている問題による影響は環境影響評価とは切り分けて扱うべきものであると認識しています。一方で、地元の方や自治体の方が現時点で生じているこの濁水問題を気にされていることから地元理解の観点で、そして防災の観点からも現在の状況を把握してまいります。濁水問題への影響の把握にあたっては、現時点でまず必要なのは濁水がどの地点からどの程度、どのような降雨によって発生しているかを確認することであり、その目的と照らし合わせると降雨時調査の頻度を増やすことよりも日頃の河川の状況を簡易的にでも高頻度で観察することが必要と考えています。まず、日ごろの河川の様子や降雨時の河川の様子を写真撮影していく予定です。状況を確認していく中で環境影響評価にも取り込む必要のある事項が出てきた場合には取り込み、もしそれに伴い降雨時調査を改めて実施する必要がある場合は追加調査を行ってまいります。
2	森林政策課 森林保全課	その他	P3.2-64(171)の表3.2-45関係法令による規制状況のまとめについて森林法欄において「水源地域保全条例による指定区域」としているが、森林法の規制に沿って表現とするためには「森林計画区域」とする必要がある。	準備書以降記載を修正いたします。	同左
3	自然環境保全課	動物(鳥類)	イヌワシ・クマタカなどの希少猛禽類について、特に繁殖個体の感受度が高い産卵期～抱卵～育雛初期においては、工事用資材等の搬出入や建設機械の稼働に伴う騒音、人の立ち入りによる人為影響が繁殖失敗の原因となりやすいので、「工事用資材等の搬出入」および「建設機械の稼働」について、動物に対する環境影響評価の項目として設定することが望ましい。	建設機械の稼働による一時的な工事に対する動物の影響について、「発電所に係る環境影響評価の手引き」(経済産業省、平成31年3月)では調査の参考項目となっていないため本事業でも評価項目に選定しておりませんが、ご意見を踏まえ造成等の施工による一時的な影響の項目の中で当該影響について検討します。	同左
4	自然環境保全課	動物(鳥類)	希少猛禽類の調査期間は、「猛禽類の保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月環境省自然環境局野生生物課)において、「営巣場所を発見もしくは推定したうえで少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営業期の調査が望ましい」とされている。営巣場所の発見もしくは推定までの期間と、2営業期の調査期間を含めると最低でも1.5年以上が必要である。	「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)の指針に沿って、1.5年以上で考えております。具体的な考え方やフローを別紙にてお示しします。	ご指摘のとおり、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)の指針に沿って、1.5年以上で考えており、営巣場所の発見、もしくは推定し、幼鳥の行動範囲を把握できる調査を計画しております。
5	琵琶湖環境部 自然環境保全課	動物(鳥類)	過去に事業実施想定区域の近傍で実施された環境影響の取りまとめ資料によると、事業実施想定区域はイヌワシの行動圏に含まれるとともに、クマタカも複数のつがいが周辺に生息している可能性がある。このため、個体単位で厳重な保護が必要なイヌワシやクマタカに対して、事業の実施に伴う環境変化や風力発電設備の設置により、衝突事故(バードストライク)や繁殖の失敗等、重大な影響を与えることが懸念される。そのため、行動圏および行動圏の内部構造を把握したうえで、事業実施による両種への影響について予測および評価を行うため、希少猛禽類の調査地域および調査地点について見直しを検討すること。	クマタカについては、上記のとおり、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)の指針に沿って、1.5年以上で調査を計画しており、近傍で営巣地が確認された場合には、行動圏の解析を行う予定であり、これらが把握できるよう任意踏査も含めて調査地点を適宜設定します。イヌワシについては、当該地域への飛来状況を把握できればと考えておりますが、当該地域近傍で実施された猛禽類調査の既往調査の把握も努めてまいります。さらに専門家へのヒアリングを行って当該地域周囲のイヌワシの営巣や行動圏等の状況を整理できればと考えております。	当該地域周囲ではダム事業に関連した猛禽類調査等も行われており、これらの既往調査結果の入手を試みていますが、入手までにはまだ時間がかりそうな状況です。既往調査結果入手後はその内容を整理し、もしイヌワシの行動圏解析結果が記載されている場合には、その行動圏に対象事業実施区域が含まれるかどうか、又、対象事業実施区域及びその周囲における利用状況を確認いたします。現時点では、既知のイヌワシ以外の個体の存在も想定し、まずは対象事業実施区域及びその周囲を対象とした調査体制を設定しております。しかしながら、上記の既知のイヌワシの行動圏の状況や対象事業実施区域及びその周囲における利用状況によっては、当該ペアの営巣地を中心とした行動圏把握のために、対象事業実施区域周辺を利用するイヌワシの採餌行動の特徴を把握できる調査体制を追加します。具体的には、既知のイヌワシの営巣地を中心とする行動圏の内部構造を把握するに足る調査範囲を新たに設定し、その調査を通じて、当該ペアによる対象事業実施区域及びその周囲の餌場としての利用環境、頻度、時期などを明らかにし、本事業の供用による生息環境の変化や誘因の可能性について評価できるよう努めます。
6	自然環境保全課	動物(鳥類)	イヌワシ・クマタカは留鳥であり寿命が長いこと、かつて生息が確認されたつがいが現在も生息し続け、営巣・繁殖する可能性があるため、分布情報や過去の生息状況について情報の収集および整理等を行うことが望ましい。また、イヌワシとクマタカでは生息環境や採餌環境が異なるため、それぞれの種に応じた生息状況調査および餌環境調査を行うことが望ましい。そのため、生態系調査の上位性の注目種として、クマタカだけではなくイヌワシも設定すべきである。	イヌワシ・クマタカの分布情報や過去の生息状況について情報の収集および整理等を行います。また、クマタカについては、当該地域周囲に生息している可能性が高いものの、イヌワシについては、調査範囲からかなり離れている場所での営巣情報しかなく、事業区域周辺の飛来回数も少ないことが想定されます。そのため、生態系の上位性の注目種として設定するのではなく、動物の重要な種として生息状況や餌場環境等について丁寧に予測評価を行いたいと考えております。	同左

番号	所属	項目	関係課意見	事業者見解（第2回（5月17日（金）））	事業者見解（第3回（6月7日（金）））
7	自然環境保全課	動物（鳥類）	イヌワシおよびクマタカは調査において営巣地が確認された場合は、繁殖行動に影響を与えないよう配慮し、既存の調査結果や「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月環境省自然環境局野生生物課）、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」（平成14年7月滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課）、鳥類の生態や地元の状況に精通した専門家の意見等を踏まえて営巣状況、繁殖状況等の調査を行うこと。また、調査結果についても鳥類の生態に精通した専門家からの意見聴取を行ったうえで、事業の影響について予測および評価を行うこと。また、事業の実施によって、個体単位の厳重な保護が必要なイヌワシやクマタカに対して、事業実施に伴う環境変化や風力発電設備の設置により、営巣地や行動圏への直接的な影響、衝突事故（ハードストライク）の発生、飛翔行動の阻害等、重大な影響が懸念され、これらを風力発電機の配置や基数、改変区域の見直し等により回避・低減させることが困難であると見込まれる場合には、事業の取りやめ（ゼロ・オプション）も含む事業計画の抜本的な見直しを検討するようお願いいたします。	イヌワシおよびクマタカの調査において営巣地が確認された場合は、繁殖行動に影響を与えないよう配慮し、既存の調査結果や「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月環境省自然環境局野生生物課）、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」（平成14年7月滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課）、鳥類の生態や地元の状況に精通した専門家の意見等を踏まえて営巣状況、繁殖状況等の調査を行います。また、調査結果についても鳥類の生態に精通した専門家からの意見聴取を行ったうえで、事業の影響について予測および評価を行います。その結果、重大な影響が懸念され、これらを風力発電機の配置や基数、改変区域の見直し等により回避・低減させることが困難であると見込まれる場合には、事業の取りやめも含む事業計画の抜本的な見直しを検討します。	同左
8	自然環境保全課	植物	当該区域の滋賀県域には特定植物群落である栃ノ木峠のブナ群落が含まれていますので、現地調査や専門家からの助言等により群落へ御配慮願います。	栃ノ木峠のブナ群落については現地調査や専門家からの助言等により群落へ配慮いたします。	同左
9	自然環境保全課	その他	当該行為は滋賀県自然環境保全条例第23条の規定に基づく自然環境保全協定の締結が必要となるため、当該協定の締結が必要と認められる場合は、事前に当該開発予定地域における自然環境調査（四季：1年間）を行う必要があります。	協定の締結にあたり協議や調査等しかるべき対応を行います。	同左
10	湖北環境事務所	水質	水質調査で10地点を選定しているが、予測評価のためには各地点において、高時川と各支流の合流前と合流後を調査する必要があると考えるが、この点を明らかにされた。	水質調査地点につきましては、風力発電機設置予定地を含む集水域を網羅できるように設定しており、高時川については地点7で高時川上流域を把握し、地点9で大音波谷川合流前を、地点10で大音波谷川を把握します。高時川本流の負荷量につきましては、地点9と地点10の合計量で把握できると考えておりますが、ご指摘を受けて、地点10の大音波谷川が合流後の高時川本流での調査地点追加を検討します。	現時点の調査地点は⑦が高時川上流部、⑧～⑩が大音波谷川を含む3つの支流の高時川合流前の箇所に設定しています。高時川全体への影響を見るにはこの4地点のデータを組み合わせれば予測可能と考えておりましたが、高時川本流のSSも⑦から大音波谷川合流地点までの間でかなり変動があるのではないかとご懸念をもってのご意見を頂戴し受け止めました。ご意見を踏まえまして、通常は集水域を踏まえて直近の河川への影響を見ておりますが、今回は⑩の大音波谷川合流後の高時川本流での調査を追加し、高時川へのトータルの影響も予測評価いたします。
11	湖北環境事務所	水質	降雨時の水質調査は、定性的な予測の結果に基づき必要な場合に実施するとしているが、事業実施区域内には過去に濁水が問題になった事業地が含まれること、高時川の濁水については地域の関心が極めて高いことを考慮すると、予測評価や事後調査の検討に向けて、定性的予測の結果に関わらず降雨時の水質調査を実施すべきと考える。	降雨時調査につきましては、調査を行う期間に1回実施するようにいたします。	ご指摘を踏まえまして、定性的予測の結果に関わらず降雨時の水質調査（1降雨に複数回）を実施いたします。
12	農政水産部	水産課	水質・その他 対象事業区域が高時川およびその支流に含まれていることから、事業実施にあたっては、漁場環境の保全および水産資源保護の観点から、汚濁水等を流出させないよう万全の措置を講じてください。また、事前に高時川上流域で漁業権を免許されている漁業者丹生川漁業協同組合（免許番号内共第14号）から同意を得てください。事業実施にあたっての留意事項に関しては、平成30年9月27日付けで回答したとおりです（計画段階環境配慮書に係る意見）。現地調査のために魚類等水産動物の採捕を行う場合は、滋賀県漁業調整規則に基づく特別採捕許可が必要となる場合があるので、事前に農政水産部水産課に相談願います。また、漁業権漁場内での採捕にあたっては当該漁業者の同意を得てください。	ご指摘を踏まえ、汚濁水等を流出させないよう、土砂流出防止柵や沈砂池等を用いた環境保全措置を実施いたします。また、漁業者への説明や協議を丁寧に行いながら、事業を進めてまいります。現地調査での採捕にあたってはご指摘のとおり対応いたします。	同左
13	土木交通部	都市計画課	その他 景観法に基づく届出が必要になる場合がありますので、長浜市都市計画課と協議してください。	しかるべき段階で協議を行います。	同左
14			その他 方法書p.171)について、長浜市においては、都市計画法に基づく風致地区が指定されているところがありますので、表中の長浜市の欄を○にしてください。	準備書以降記載を修正いたします。	同左
15		住宅課	その他 建築物を伴う場合は都市計画法等に基づく開発許可が必要となる場合がありますので、許可権者である長浜市へ相談願います。	しかるべき段階で協議を行います。	同左
16	教育委員会	文化財保護課	文化財 事業予定地には、周知の埋蔵文化財包（栃ノ木砦遺跡）が所在しております。つきましては埋蔵文化財の取り扱いに、事前に長浜市市民協働部歴史遺産課と協議してください。また 出願地内は伊吹・比良山カモシ保護域に該当しますので、カモシカ（特別天然記念物）（特別天然記念物）の生息に影響がないよう十分配慮してください。	周知の埋蔵文化財包蔵地については、しかるべき段階で協議を行います。また、カモシカの生息についても留意し事業計画の検討を行います。	同左